

付録2 非製造業における「研究」の定義

1) 情報通信業(うちソフトウェア業)

いわゆる製品開発も「研究」となりますので、パッケージ商品の開発、受注開発のいずれも研究に含まれます。

ただし、ソフトウェア開発に関係するあらゆる業務が「研究」に該当するものではありません。開発業務のうち「科学・技術の発展に寄与する可能性のあるもの」のみが「研究」となります。

(例)

研究とするもの： システム設計、プログラム設計、アルゴリズムの設計、データ構造定義などの設計作業、既存ソフトの機能強化

研究としないもの： コーディング作業、プログラム言語の変換、デバッグ、既存ソフトのカスタマイズ、ユーザーサポート、システム運用管理、ドキュメント作成、デジタルコンテンツの編集

(備考)

- 機能強化を伴わないカスタマイズ、不具合の修正は研究とはしません。
- 既存のパッケージソフトのユーザー仕様への適応(例えば経営管理システムパッケージをユーザー企業へ適応させるためのデータ項目の定義、画面インターフェイスの変更など)も、ソフトウェアの本質的な機能強化ではないので、研究とはなりません。

2) 金融・保険業

情報収集のために新たな手法を試みたり、新たな調査あるいは評価方法の開発とその実施は研究活動に含まれます。

また、社会経済的な状況と消費動向の関係の分析、消費者動向の調査のための新たな手法の開発などは、研究活動であると見なします。その際、研究プロジェクトの一環としてのデータ調査に要した費用(調査計画、データ収集と評価等のための費用)は研究費用に含まれます。

一方、既存の手法を用いたデータ収集とその評価による市場分析や売上データの収集とその統計的な処理などは研究活動には含みません。

(例)

金融業における研究活動の例

- リスク評価のための「金融数学」や「金融工学」に関する研究
- 顧客の口座運用方法の調査手法の開発
- 「ホームバンキング」のための新たなアプリケーションソフトウェアの開発

保険業における研究活動の例

- 保険、金融に関する新たな数学的手法の開発
- 顧客データの新たな評価手法の開発
- 様々な損害状況に応じた適切なリスク因子決定のための調査

上記以外の業種に関しても、これらの例を参考にして、貴社の業務のうち「事物・機能・現象等について新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」を研究活動の定義として、記入者の判断により、回答してください。